

参議院建設委員会会議録第八号

昭和二十八年七月六日(月曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

七月四日委員三木治朗君辞任につき、その補欠として田中一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

石川 清一君

理事

石井 桂君

委員

石川 榊一君

常任委員	建設政務次官	衆議院議員
建設省住宅局長	瀬戸山三男君	田中 一君
事務局側	鈴木健四郎君	小笠原 三男君
常任委員	菊池 瑞三君	近藤 信一君
会専門員	武井 篤君	田中 一君
説明員	鮎川 幸雄君	小澤久太郎君
建設省住宅局長	南 好雄君	鹿島守之助君
常任委員	武井 篤君	赤木 正雄君
会専門員	鮎川 幸雄君	江田 三郎君

本日の会議に付した事件
○産業労働者住宅資金融通法案(内閣送付)
○北海道防寒住宅建設等促進法案(衆議院送付)
本日は公報を以て御通知申上げた通り、産業労働者住宅資金融通法案及び北海岸防寒住宅建設等促進法案の二法案を議題といたします。二法案は去る四日、いずれも衆議院において修正議決され、同日本委員会に付託されたものであります。先づ政府委員より産業労働者住宅資金融通法案の提案理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(南好雄君) 産業労働者住宅資金融通法案につきまして、その提

案の趣旨及び法案の概要を御説明申上

げます。

申すまでもなく現在の住宅難は極めて深刻でありまして、これが解決は我

が国の当面する内政上の大きな問題となつてゐるのであります。特にこの住

宅難は我が国再建の原動力となつていて、その重要性が認められたのであります。政府におきましてはこ

のようないくつかの施策を講じ、その最も重要なものとして低賃金公営住宅及び住宅金融策を積極的に進めて、労働者の福祉を

昭和二十八年七月六日(月曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

増進し、産業の発展に寄与するため、産業労働者住宅の建設促進を図る必要があるものと考える次第であります。即ち國と事業者の協力によつて、産業に従事する労働者に対し低賃金の住宅を供給するため、労働者のための住宅金融公庫を通じ長期低利資金を融通することを目的とする本法案を提案いたすこととした次第であります。

本法案により資金の融通を受ける者は、その使用する産業労働者に対して住宅を建設しようとする事業者及びこ

れらの事業者に代つて労働者のために住宅を建設しよろとする会社その他の法

人でありまして、資金貸付の限度は建設費の五割、貸付利率は年六分五厘、償還期間は耐火構造住宅及び簡易

耐火構造住宅については二十五年以内と

いたしております。

この法案に基き、昭和二十八年度におきましては、住宅六千五百戸分二十億円の貸付を予定いたしております。

特に住宅の質の向上を図る意味において、融資に当りましては耐火構造

アパートの建設に重点を置きたいと考

えております。

以上本法案の提案理由と法案の骨子につきましてその概要を申上げまし

た。

なお、この法案の施行に伴い住宅金

融公庫法の一部を改正する必要をも生じましたので、これにつきましても改

正いたしたいと存じております。何と

ぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願ひする次第であります。

なお以上御説明申上げました政府提

出法案につきまして、衆議院におきまし

て貸付金限度及び償還期間についての

修正がなされたのであります。即ち貸

付金の限度は、耐火構造及び簡易耐火

構造の住宅については建設費の六割、

木造住宅については五割五分となり、

償還期間は、耐火構造住宅三十五年以

内、木造住宅十八年以内と修正されました。

木造住宅においては建設費の六割、

木造住宅については五割五分となり、

償還期間は、耐火構造住宅三十五年以

内、木造住宅十八年以内と修正されました。

これらを改善するためには、北海道

における住宅はどうしても不燃防寒構

造とする必要があります。たゞ、北海道においては火山灰地が多く、比較

的低れんなブロック建築物を作るの

に恵まれた条件があります。この方法

によれば木造と大差ない価格で、不燃

料費等を考え合せれば却つて経済にな

るとさえ言われておる状態であります。

本邦におきましては、北海道の気象条

件に適する不燃防寒住宅の構造設備を

研究し、これを一般に普及することに

対し国家的な助成をすること、住宅金

融公庫より融資される住宅は不燃防寒

構造のものに限り、その代り償還期間

の若干の延長を認めること、並びに公

営住宅その他国又は公共團体の資金に

より建設される住宅は努めて不燃防寒

構造のものとせねばならぬ旨を規定して

おります。

これにより、北海道に不燃防寒住宅

が普及いたしますれば、北海道の開発

が実に住宅一戸分に相当する木材を

今まで燃料として無駄に使用せら

れていた貴重なる木材を節約するため

にも大いに役立つこととなります。而してこれらはいずれも戦後日本の重要な課題の解決に寄与するところ大なるものがあると考えられるのであります。

本法案は衆議院の建設委員会におきまして全会一致を以て可決され、御承知のようにより本会議を通過いたしておるのであります。何とぞ各位におかれましても事情御理解の上、慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(石川清一君) 以上で提案理由の説明は終りました。資料の御要求があれば提出して頂くことにいたしまして、続いて質疑がございましたから御発言を願います。

○田中一君 この北海道防寒住宅建設等促進法案、これに衆議院では何か希望条件といふものが委員会で附けられたことはないのですが、ただ希望の意見を述べられた事実はあります。

○委員長(石川清一君) 速記をやめて。〔速記中止〕

○衆議院議員(鶴戸山三男君) 希望条件といふものが委員会で附けられたことはないのですが、ただ希望の意見を述べられた事実はあります。

○委員長(石川清一君) 速記を始めて下さい。それでは政府提案の産業労働者住宅資金通法案について先ず質疑をお願いします。

○近藤信一君 この住宅法案の五条の第二項に「集団的に建設されるように努めなければならない」と、こうございますが、この集団的に建設されなければならないという意味は、社宅を、いわゆる会社の社宅を建てるとい

うことを意味しておるのかどうか、こ

の一点について……。

ます。必ずしも一概にそうではないの

であります。普通の状態は、事業者がこの資金の融通を受けます場合におき

ます。そして、若しそれが会社であります場合には、従来の形はそういうような社宅のような形になるのであります。普通の状態は、事業者が

そ

うでない場合もありまして、例えは労働組合あたりがそういうことをやり

ます場合は、これはまあ社宅といわ

けにはいかんと私は思つております。

ですから必ずしもこれは社宅といよい

うな意味ではないと思うのです。

○近藤信一君 そうすると、例えは現

在する会社に勤めておつて、そしてこの

融通資金を受けまして家を建てる、それ

からその会社をやめてよそに今度建

ようとする場合、最初に申込んだときには会社にいたが、今度建てるときに

なりまして会社をやめておつた場合に、

これに対する変更があるかないか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。それは全然影響ございません。

この法律は、借りるのは、いわゆる住

宅を供給しようとすると人が金を借りて

やるのであります。それから今御質問

になりましたのは、身分がただ産業労

働者という、その個人がやる場合であ

りますから、全然それは影響はござい

ません。

○近藤信一君 個人に貸付けることを

目的にしておるわけですが、その支払

ふうに考えておられるか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

いういわゆる住宅を建てた人とは違う

のであります。結局御質問の趣旨につけてやつておるのは住宅金融公庫で

は、若しあつておる人間が金を払わなかつた場合どうなるかと、こういうふうに思ひますか。

○近藤信一君 そうです。

○政府委員(南好雄君) それは事業者と、それから住宅を供給しておる人と入つておる人の関係あります。そ

れからこの資金を借りた者、いわゆる労働組合あたりがそういうことをやり

ます。必ずしも一概にそうではないの

であります。普通の状態は、事業者が

そ

うでない場合もありまして、例えは公庫、又は公庫を通して金融機関から

借りておる事業者などの関係になります。そこで、間接的の関係になつて参りますので、間接的の関係になつて参ります。

○田中一君 逐条審議に入る前に政府に伺ひたいのですが、この提案理由に、我が国再建の原動力となつてゐる

労働者において最も甚だしく住宅難が

あると、こう語つております。政府は

実際にこの通りお考へになつておるの

ですか、はつたりじやなく本当にこの通りお考へなさるですか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。一般的の住宅問題につきましては、借りるのは、いわゆる住

宅を供給しようとすると人が金を借りて

やるのであります。それから今御質問

になりましたのは、身分がただ産業労

働者という、その個人がやる場合であ

りますから、全然それは影響はござい

ません。

○近藤信一君 個人に貸付けることを

目的にしておるわけですが、その支払

ふうに考えておられるか。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ

ます。それは家賃を出して入つておる

のうち一番国費並びに預金部資金を使

つてやつておるのは住宅金融公庫で

は、最も困つておるところの労働者

の住宅が供給不可能であるといふ前

提の下にお考へになつていらつしやる

のですね。

○政府委員(南好雄君) そういう考え

は持つておりません。全く一般的の産業労働者であろうが、他の人であろう

が、それは区別ないのであります。併

しその中でも産業労働者につきましては特別にこういふ現象があるから、そ

れだけはこれと切り離して、別にアラ

ス二十億だけをそいうために資金を

供給しようとするのがこの法案の目的

が、それは区別ないのであります。

○田中一君 言葉を換えて言います

が、そうすると政府は現在の住宅金融

公庫の行なつてゐるところの供給機構

では、あなたが考へる労働者という者

は低収入のものだというお考へでしょ

うけれども、低収入の者には高嶺の花

ます。それだけをそいうために資金を

供給しようとするのがこの法案の目的

が、それは区別ないのであります。

○政府委員(南好雄君) 私の御説明申

上げたのは、一般的の場合には労働者で

あるがなかなかが区別しない、労務者

も勿論入つております。併しこの産

業労働者につきましては住宅問題が非

常にお気の毒だから、そこでこの方面

にも特別に枠を設けて、そしてこうい

う法律を作らう。この法律の狙いは、

労働者の通り民間資本をできるだけこ

ういう方面にも導入しまして、二十億

の予算がござりますれば、五分と五分

といたしますれば四十億になるよう

う法律を作らう。この法律の狙いは、

労働者の通り民間資本をできるだけこ

ういう方面にも導入しまして、二十億

の予算がござりますれば、五分と五分

といたしますれば四十億になるよう

う法律を作らう。この法律の狙いは、

労働者の通り民間資本をできるだけこ

ういう法律を作つたわけでありまし

たので、産業労働者に対してもこうい

う特別の二十億といふ予算を盛りまし

て、目下御審議を頂いておりますが、

こういう法律を作つたわけでありまし

たので、産業労働者に対してもこうい

う特別の二十億といふ予算を盛りまし

て、これは別にはつたりとか何とかい

う氣持はなくて、本当に政府におきま

しては現下の最も大事なことだと、こう

考へておるようなわけござります。

○田中一君 現在住宅供給の法律案が

たくさん出でております。そしたらとそ

うかしいですよ。一体住宅金融公庫は

一般大衆を対象にする、こう言つてお

です。住宅金融公庫法を改正しまして、産業労働者には国がこういう貸付方法を以てやるということで済んでしまばならないか、ということは国民大衆と産業労働者を区分して考えていると思うのですから、その区分けしなければならん数字をお出し願いたい。

○政府委員(南好雄君) いずれあとからその数字を御説明申上げますが、私が答えました中に、何か田中さん誤解をしておいでのようにございますが、私の申しましたのは、一般的の問題について一般的の資金の出し方がある。そこでもう一つ産業労働者に対しては現下の一一番困っていることは住宅難であるから、そういう方面にできるだけ民間資金を導入させて、より多くの数を作つてやるためにこういう法案を提出したわけでありますと、こうお答え申したのであります。なる数字につきましてはここに住宅局長がおりますから……。

○政府委員(師岡健四郎君) 只今田中委員から御質問のありました点に的確に適合するような数字ではございませんが、私どもがこの法案を作成いたしました上において調査いたしました数字について御説明いたしたいと思います。これは昭和二十七年度の公営住宅三ヵ年計画と昭和二十五年の国勢調査によりましたものによつて推定いたしましたわけでございますが、この一般的普通世帯の総数は千六百十六万のうち約三百十五万住宅が不足しておると考えられるわけでござります。なおこの法律の適用の対象になつております労働者の世帯数は約四百七十七万余と考えられるわけでありますと、そのうちの

住宅不足数は百十九万あると推定されますが、この数字は變つて来ると思います。但しこれはこの法案におきましては五人以上となつておりますので、これを除きますと更にこの数字は變つて来ると思います。又この労働者の四百七十七万のうちの百十九万世帯数に対しまして、これを産業労働者住宅資金融通法だけによりまして解決するということはなかつて、いろいろ、住宅資金の貸付とか低家賃住宅の建設が行われておるわけですが、ますます公営住宅等によりまして、いろ／＼人々にはやはりここに挙げました方々も入つておられるわけでございます。公営住宅とか公営住宅などにつきましては、大部分労働者が入つておられるわけでございます。そういう公庫だけでは不十分であるというで、更に先ほど御説明がございましたように、民間資金をできるだけ入れて、國との協力によつて、住宅を成るだけ増加したいといふふうに考えてこの法案ができるおるわけでございます。

○田中一君 二十八年度の住宅金融公庫に出資しようとするところの国家資金、それから預金部資金は総額幾らになつておりますかといふのです。

○政府委員(南好雄君) お答えいたしとしましては八十億ござります。それから資金運用部から百億借りる予定になつております。その百億のうち二十億がこの産業労働者住宅の資金金融通に充てられる予定でございます。

○田中一君 三百十五万戸のうち一応百十九万戸が労働者だと、住宅金融公庫に融資されたものは百六十億、この三百十五万戸のうち百十九万戸を差引いた百九十万戸、この分に対してもは百六十億貸す、百十九万戸に対しては二十億貸す、余り産業労働者を整視する、産業労働者に対し比率が少ないと思うのであります。若しそれがためにあなたが本当に我が国再建の原動力としての労働者を考えるならば半分持つていらつしやい。住宅金融公庫のほうは八十億と一百億、そのうちの二十億はこちらに廻る、従つて住宅金融公庫には百六十億残るわけです。あなたの言つていらっしゃるところの一般大衆といふ面には百六十億、そうして推定百十九万戸のうち二十分の一だけ供給しよう、そして資本家の金も導入して、いわゆる二十億を四十億に実際建築費として計上しよう、そうすると政府は何も我が國再建の原動力という考えは持つていないのでですよ。持つてゐるな

ら、大事なものならばもう少し多くの資金を投入するのが当然です。この占ははどういうふうに考えておるのですか。今数字の問題で明らかですか。
○政府委員(南好雄君) 細かい数字は住宅局長がおりますから説明させます。

○政府委員(鈴岡健四郎君) 提案の際に御説明申上げましたように、政府といたしましては住宅政策の基本を公営住宅と住宅金融公庫の融資による住宅建設といふに考えておるわけでござります。これを更に詳細に申上げますと、公営住宅利用者は、御承知のように大部分が産業労働者、いわば産業労働者といふべき労働階層でございます。本造住宅について言ひますと、八九・七%といつまでも労働者が公営住宅に入居しておるわけでござります。又耐火構造の住宅におきましても、九一%が労働階層が入居いたしておるものはいわゆる労働階層でござります。従いまして從来の政府の住宅政策は大部分が労働階層の住宅政策に向けられておるわけでござります。それにも加えまして今回こういふ法律を提出しましたゆえんは、この公営住宅を御承知の通り今年度においては昨年度の倍の建設をいたすわけでありますし、公庫は出発以来二百億に近い資金を融資しておるわけでござりますが、これをしてしても現在三百十六万戸といわれておる住宅不足には決して十分でない。そこでプラスして更にこういう方向による住宅建設をいたしたい。つまりそれは民間の資金を導入して、生

來の政府の政策に更にプラスした産業労働者住宅供給方策を加えたい。こういうことで立案されておるわけでござります。で、決して二十億だけで労働者の住宅建設供給を考えておるというわけでは毛頭ございません。

○田中一君 二十八年度予算で、厚生省に行つておる二十億の産業住宅建設貸付融資、あれはどうなつておられますか。

○政府委員(師岡健四郎君) これは二十八年度におきましてもそのまま厚生年金還元という趣旨で、府県転貸で行くことと相成つております。

○田中一君 その問題は前国会でしたか、窓口をやはり一つにしてほしいといふ要求を政府に申上げておいたのですが、これは閣議はどういうような決定になつておられるのですか。又事務当局の折衝はどうなつておりますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 閣議ではこの問題が出ておるには承知いたしておりませんが、事務折衝におきましては私ども大蔵省、又厚生省方面と随分と、同様のことをやり、全く同一のことをやるものであるから一つ一本化してほしいという交渉をいたしましたのであります。が、厚生省の厚生年金の還元の建前から、厚生省のは又それで一つ行きたい、併しこの建設省で行いまする産業労働者の住宅の資金融通につきましては、厚生年金の還元の趣旨で行つております分と、条件等を同一にし、又窓口等も成るべく一本化するように一つ工夫してほしい、こういうこととで、現在厚生年金は府県を通じて転貸されておるわけでありますので、この産業労働者住宅の資金融通につきましても、府県と窓口と、こまごま二子

し、審査せいいといらなればこれは審査について特段な考慮をしなければならんと思うのですね。それで私は田中君の聞くのとダブるだろうと思うのですが、どういう経緯でこういうふうな形に一つだけが上つて来て、他のものは成立しないでしまつたのか、結末はどうしようとしたのか、衆議院の建設委員長の扱いについても、それとなくこれは委員長から聞いてもらいたいし、直接にこの委員会にはこの議員立法をされておられる代表者に出て頂いて、どういうことをこの委員会に今後希望せらるのか、お述べになつて頂きたいと思います。そうでない私はこれだけ一つ切り離して政府提案だけを振つて行くといふことはうまくないと思ひます。立法院として議員立法は、私の考えでは政府提案よりも或いは優先的に尊重せられて審査されるのが今日の立法院の行き方になります。而もそらではない形やつて来ていまから、他院から出でているものですから、参議院としてはそれくへ院の意思を尊重して審査をやつて行くことがいいだらうと思うので、できるならば他の法案の提案者はどういう意向を持つておるのか、お呼び頂いて、質疑ができるように取組んで頂きたい。本日そういうことは早急のこととしてできないだらうと実際私は思います。そこでこれは委員長において私は振つて頂いて、後日そういうようなことをして頂きたい。そしてこれと並行してこの本審査になつているものを質疑をして続けて行くといふらば成りました。その片方の法案はどういうふうになつているのか見極

めが付かないで、片方だけを単独に切り離して審査するということについて私は疑惑があります。そういう意味で委員長に取扱いを願いたいと思ひます。

○委員長(石川清一君) 委員会の運営についても進めて参りました。本日の審査日程については予定をされておりまして、道路整備費の財源等に関する提案者が旅行のために出られないということが一昨日にわかりましたので、今日も一応二つの議案をかけておきました。先ほど懇談をいたしました。本日の委員会を進めて参ります。只今小笠原委員から述べられましたような意見については、本委員会が終りましたあと、又懇談を申上げまして、日程に繰り入れるなり、衆議院の意向を聞くなり、一応付託された案件に対しては十分審査されるべき各委員の御意向並びにその他の取り入れて審議の万全を期したいと存じております。

○政府委員(南好雄君) 政府提出の法案が衆議院を通過いたしました経過につきまして先ほどお話を申上げました。ただ……。

○小笠原二三男君 私は、そういうことは政府側の意向でしてね。そういうことは余計なことで、聞く必要はないです。

○政府委員(南好雄君) 先ほどお話を申上げましたこの法の政府提案の……。

○小笠原二三男君 委員のほうから聞けばいいのです……。

○政府委員(南好雄君) 先ほどお話を申上げましたこの法が通る際においてまで……。この法が通る際においてまで……。

この法案に付帯決議がござります。午後二時三十五分速記中止

午後二時四十五分速記開始

○委員長(石川清一君) 速記を始めて同提案になります付帯決議が衆議院を通過しております。それをお読みいたしましたて、ちょっと念のために申上げておきたいと思います。

○田中一君 ではこの産業労働者住宅の法が通過する際に於いて、各党共正しいと思うので、その衆議院からの

○委員長(石川清一君) それでは先ほど御懇談をいたしました線に沿つて、衆議院二つの結論が出てから審議することがあります。

○委員長(石川清一君) それでは先ほど御懇談をいたしました線に沿つて、衆議院二つの結論が出てから審議することがあります。

○小笠原二三男君 それでは詳しく述べて御報告しますが、只今の御答弁によつて、二十カ年の計画だとしますと五百戸ということになつてゐるようになります。

○小笠原二三男君 それでは詳しく述べて御報告しますが、只今の御答弁によつて、二十カ年の計画だとしますと五百戸ということになつてゐるようになります。

○政府委員(師岡健四郎君) 御説明申上げます。現在の住宅不足数は先ほどから申上げておりますように約三百十五戸不足しておるということになつております。現在の政府の公営住宅供給方策や又住宅金融公庫による融資の基本となつております住宅不足を解決する基本方針といつてしまつては、この三百十五戸のうち、特に緊急を要する住宅百九十万戸につきまして大体二十カ年間で解消いたしたい。更に人口の増加とかあるいは老朽住宅とか、更に増えて来るそういう恒常需要の分を加えまして、現在の毎年やつて行きまする住宅供給の戸数をきめておるわけですが、一切合切その住宅建設の計画としては、そういう住宅不足を何年度ぐらいいの計画で解消して行こうと、少くともこれによつて何年度ぐらいいの計画でどれだけのものを仕上げて行こうといふか、お伺いしたい。

○政府委員(南好雄君) お答えを申上げます。大体のところ二十カ年ぐらいの計画で現在の不足を補つて行きたいと思います。なおその計画の予算につきましては、いずれ局長から報告をいたさせますが、国家財政の点もありますので、本年度は差当り六千五百戸ということになつてゐるようになります。

○小笠原二三男君 それでは詳しく述べて御報告しますが、只今の御答弁によつて、二十カ年の計画だとしますと五百戸ということになつてゐるようになります。

○政府委員(師岡健四郎君) 御説明申上げます。現在の住宅不足数は先ほどから申上げておりますように約三百十五戸不足しておるということになつております。現在の政府の公営住宅供給方策や又住宅金融公庫による融資の基本となつております住宅不足を解決する基本方針といつてしまつては、この三百十五戸のうち、特に緊急を要する住宅百九十万戸につきまして大体二十カ年間で解消いたしたい。更に人口の増加とかあるいは老朽住宅とか、

更に増えて来るそういう恒常需要の分を加えまして、現在の毎年やつて行きまする住宅供給の戸数をきめておるわけですが、一切合切その住宅建設の計画としては、そういう住宅不足を何年度ぐらいいの計画で解消して行こうと、少くともこれによつて何年度ぐらいいの計画でどれだけのものを仕上げて行こうといふか、お伺いしたい。

現在の住宅不足を二十年間に解決いたしますると共に、現在後に生じます人口増加その他による恒常的な住宅需要に対応し得るものと考えておるわけでございます。この基本方針の中で、つまり公営住宅の建設を今後年間、二十九年度について言いますれば五万戸、それから住宅金庫公庫の融資による住宅供給が四万五千、更にこの産業労働者住宅による分が六千五百戸、公務員住宅が十億で約二千戸くらいになつておると思いますが、そういうふうにいたしまして対応し得るものと考えておるわけでございまして、この二十億の分だけでは住宅不足に対応し得るものと考えておるわけでございません。

○小笠原二三男君 どういう意図かわからなかつた。今後二十九カ年計画で解消すると言つておりますが、そのあとでおつしやつたのは二十八万戸になる内訳でございますが、二十八万戸といふのはどういう計算なのですか。百九十万戸を解消するということならば、二十八万戸ずつで行くなれば二十九年を要しないわけですが、私の聞き間違いでしたらもう一度御答弁願いたい。

○政府委員(師岡健四郎君) 御説明が或いは不十分だつたと思いますが、現在数字も少し訂正いたしたいと思ひます。大体先ほど申しましたように、現在の住宅不足を解決し、毎年度の恒常需要を加えまして、大体年間三十六万戸ほどずつ住宅が建設さればよろしいのでございます。それに対しまして公営住宅でざつと六万、それから公庫の融資による分が六万、その他公務員住宅とかその他につきまして一万五千します。私たちの見通しでは恐らく超

戸、それから民間の自効建設を期待し得るもののが約二十三万戸あるという予想の下におきまして、三十六万戸年々建設されて行くという考え方でござります。

○小笠原二三男君 そうすると六万戸というのが入るのでござりますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 公営住宅の分は、去年の国会で承認されました三ヵ年計画で以て、この二十七年度から九年までの三ヵ年間に十八万戸建設いたしたいということになつておりますが、その分が只今申しました六万戸の数字に当るわけでござります。

○小笠原二三男君 そろすると公庫融資の六万戸といふ中に六千五百戸が入るのだと、こういう計算なのでござりますか。

○政府委員(師岡健四郎君) 公庫の融資を通じまして、今年度の公庫の融資額百八十億が融資されまして、その分で五万一千戸建設される予定になつております。その五万一千戸の中に六千五百戸は入つておるわけでござります。

○小笠原二三男君 次にお伺いしたいのですが、実際この法が適用になるというと事業者からこの融資を仰ぐといふことがあります。予定を充たすには足りない

といふお見込でございます。公営住宅でざつと六万、それから公庫の融資による分が六万、その他公務員住宅とかその他につきまして一万五千します。私たちの見通しでは恐らく超

過するのではなかろうか、少しオーバーして申込があるのじやないかと、こうう見通しを持つております。

○小笠原二三男君 それで貸付ける場合に、その事業者の経営内容とか或いはその他条件があるのでございましょうか。例えは私のお聞きしたいことは

非常に素朴なことですけれども、利潤が上つておる大きな事業者、配当の大企業等で、經營は困難であるけれども、産業労働者の福祉のために住宅建設をしたい、こういうような希望は容れられない。大企業のほうにこういうものが集中して融資されるというよう

なことがあり得ないかどうか、又そ

ういう利益等があるところには手段にこのものはどういふうに適正に配分して行くのか、そういう諸条件があるのかどうか、こうしたことなどでございます。

○小笠原二三男君 それからもう一点は、耐火建築といふことを希望しておられますのが、よく筑山等の事業、経営をやつしているところのいわゆる長屋住宅と言われるものは非常に古い状態にあるものが多い。

○小笠原二三男君 のですが、実際この法が適用になると事業者からこの融資を仰ぐといふことがあります。予定を充たすには足りない

といふお見込でございます。公営住宅でざつと六万、それから公庫の融資による分が六万、その他公務員住宅とかその他につきまして一万五千します。私たちの見通しでは恐らく超

が出しやすいから、そういう大資本的企業者が金を借りて実際こういう住宅建設ができるといふお見込を持つておられるのかどうか、この点を裏からひつくり返してお伺いしたい。そうでなくとも何億かの株式を募集して、そうして防衛生産というような今はやりの大企業を經營しようという者が、最初はその他の条件があるのでございましょうか。御承知の通りこの法案が狙つてお

うか。要するにどういものを対象にあります点においては、當時五人以上の者を使用する事業者と団体、そういうものが寄り集まつて金を、融資を受けます。要するにどういものを対象にして、必ずしも大企業ばかりにこういう金が流れ行くとも考えておりま

たいといふことも考えておるのであります。要するにどういものを対象にして貸付けるかを、いざれ住宅金融公庫を通じて資金が流れるのでありますから、住宅金融公庫の資金貸付けの条件において御趣旨のように余り偏在して流れないように相当規制をいたした

い、こういうふうに私たちも考えておりますが……。

それから御質問の第二点は、古いやつを建て替えて耐火にする場合にこの融資の対象になるかどうかという御質問と併承いたしましたが、融資の対象になるところに考えておりま

す。

○小笠原二三男君 それで五人以上の産業労働者を使つた事業者にこれを貸すと、ということを始めた理由は、そういうのを耐火建築に建て替えて工事をやるというような場合にもこれは融資の対象になるのかどうか、この点又お伺いしたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げます。第一の御質疑は、民間資金を導入するといふことがこの法律の一つの建前になつております。従つて金の出しある会社、もつと平たく申上げます

企業者が金を借りて実際こういう住宅建設ができるといふお見込を持つておられるのかどうか、この点を裏からひつくり返してお伺いしたい。そうでなくとも何億かの株式を募集して、そうして防衛生産というような今はやりの大企業を經營しようという者が、最初から労務者住宅としてこういうものを上つておる大きな事業者、配当の大企業等で、經營は困難であるけれども、産業労働者の福祉のために住宅建設をしたい、こういうようなところにこの資金が集中されて、零細な五人以上の中小企業等で、經營は困難であるけれども、産業労働者の福祉のために住宅建設をしたい、こういうような希望は容れられない。大企業のほうにこういうものが集中して融資されるというよう

なことがあり得ないかどうか、そのほうが多い

ういうものはござなしてしまえる。私は困り抜けておる、自力では住宅建設ができるかねるような事業者にこの金が廻してくるのでなくて、何か優先的に、

大きな戸数でございますから、ちょっととした大きな企業なら一つや二つでもこいつらの戸数でございますから、こういう点を狙いとお尋ねしておるわけです。

それから御質問の第三点は、古いやつを建て替えて耐火にする場合にこの融資の対象になるかどうかという御質問と併承いたしましたが、融資の対象にはならないじやないかとお思ひます。率直に申上げますと、お言葉の

ように常時五人以上を使用する事業者に、単独ではなくかく、そういう耐火住宅というようなものは私はなか／＼融資の対象にはならんのじやないかと思

います。思いますが、先ほどお答え申上げましたように、そういう業者が一つのいわゆる法人を作つて借りることもできると申上げたのであります。も

う少し碎いて申上げますならば、お言葉のように本当に困つている中小企業者といふような人たちに貸すためには、こういう法律では不十分ではないかといふ御質問とも併承いたしますが、そういう観点から眺めて頂きますれば、事業主も五割出資、資金調達限度も五割貸してやるといふような法律の立てる方が、そういう結果になつて

来るのでありまして、本当に金がなくて困っているという人たちに金を貸そ
うといふんだつたら、これは預金部資金といふような大衆から預つてある金
を向けるべきではなくて、国家の財政
投資といふようなほうに向いて行か
べきやなんのじやないかと私たち考
えております。そこまで行ければいい
が、現在のいわゆる国家財政の見地から
眺めますと、非常に微温的ではあり
ますが、こういう行き方をして、そ
して或る意味における一つの産業労働
者に対する現在の住宅難を解決でき
ればといふような考え方で本法律は出
るわけであります。民間資金の導入
ということも大きな法律の目的になつ
ております見地から申上げますと御質
問のような大きな大きいいわゆる企業者のほ
うへ資金が流れ勝ちといふことも私は
あえて否定申上げません。ただ金庫あ
たりがこれを取扱う際において、そ
れは十分建設大臣が監督できるのであ
りまするから監督して、そして御趣
旨を活かして行くよう行政監督によ
つて補つて参りたいと思つております。

○小笠原二三男君 一般の住宅金融公

庫のようにその申込が多ければ抽籤をするとか、同じ抽籤でも第一回、第二回には当らなかつた者を優先的に抽籤するとかいうふうに、大体偏在しないで行き直るような方法を主体的に考
えて行くといふことなら納得行きま
すが、あなたもおつしやるよう申し込
ははつた、そして何千方或いは数億の会社、そういう者も申込んで行く、そ
うでない者も申込んでおる、そうし
て実際は申込は余計になつた、こうい

うときにはくじ引きといふほどもないでしようし、それは公庫のほうで適宜に扱うだろうといふだけでは、その基準がわからんのでは、これはいろ／＼

向から特定にそこへ金を出させるとい
う場合に有力なる政界の方々等がその
会社に特定な繋り等があれば、その方
のなかどうか、こういう点をお伺いした

うようなことがあり勝ちなことになる
のじやないか、そういうような点を規
制するようなことがこの法案ではない
のかどうか、こういう点をお伺いした

うようなことがあり勝ちなことになる
のじやないか、そういうような点を規
制するようなことはもう当然ござ
ります。でも私としては、却つて会社等で
いうならば、資本金等の額等によつ
て、或る限度以上の者にはこういう少
い金だから適用しないといふことにし
たもので五人以上といふのを抑えるな
らば、その企業体自体の内容等によつ
ても或る種の制限を加えて、そしたら
客観的につけておいて融資するといふ
ような方法もとらなければならんじや
ないか、そういうふうなことを常識的
に考えるわけなんです。そういうよ
うな具体的な基準というようなものが公
庫の中なら中の内規として何でも細か
くできるものかどうか、行き当りばつ
たり公庫の理事者等においてまあこれ
はいいだらう、これはいけないとう
ふうにチェックして行くのか、こうい
う点をお伺いしたい。

○政府委員(南好雄君) お答え申上げ
ます。御質問の御趣旨は法案の第四条
に「この法律による資金の融通は、一
事業者に使用されている産業労働者の
建設しようとする者で、住宅の建設に

必要な資金の全額を調達することが困難であるものに対し……」こうなつております。その住宅建設資金の不足

に、四条におきましてすでに、必要な額を補足するものとして行わなければ

ならないと、この四条の趣旨が、今御

質問になりましたように自己資金で十分に建て得るようなそういう大きな

金額を調達することができなければ、

が、資金の全額を調達できる者にはこ

れは入れません。そういう者をオミツ

トしまして、そしてその申込金額が二十億を上回りまする場合には、例え

たん連中で、それで半分はこの金を貸

してやろうといふのでありますから、

そこで大きな一つの制限が出て参ります。

なお、そういう業者の貸付けをどう

いう基準でやつて行くかと申しますこ

とにつきましては、一応の基準なんか

は公庫においてきめますけれども、住

宅審議会に部会を設けまして、そろ

して実際の貸付けの状態が本当に公平

に行つてゐるかどうかといふことも監

督せらるるようになります。なお詳

しい一応のどういう基準で貸付けて

行くかは局長が考へているようであり

まするからお答えいたさせます。

○政府委員(師岡健四郎君) 貸付けに

当りましてお尋ねのように非常にこの

二十億を上回る申込があるのではないか、そういう場合に大企業者とか或い

は有力業者はばかりに行くのではない
といふお尋ねでございまするが、この

第八条におきましていろ／＼な審査の

ことが規定されておりますが、その中

に「申込をした者の総数及び申込に係

る貸付希望金額の総額を参考やくし

て、資金の貸付を受けるべき者を公正

に選ばなければならない。」といふ規

定がござります。これを実際に行いま
すする場合には、只今申しましたよ

うで決定して参るのでありますて、全額

を調達できますれば、これは貸付けま

せんし、古いと新らしいとを問いません

が、その必要な資金の全額を調達す

ることが困難でありますれば、その不

足分は貸付けて参りたいと考えてお

ります。

○小笠原二三男君 そろするところの法

案はいずれにせよ、建てたいといふ各人

が、希望の者があつて、日本の国にど

こでもいいが、二十億の金を使つて

住宅が建設になれば住宅不足は緩和さ

れていいのだ、こういう非常に一般的

な結論でこういうものが出来来、而も

したいと考えております。

○小笠原二三男君 それでは念のため

に伺いますが、今この事業者自身が事

業を過去から現在まで行なつて来てお

る。そして住宅不足で困つていると

いうものと、新たに一つの防衛生産の

ための航空会社をここへ作る、資本金

は三億だ、併しその場合に償却資産は

これ／＼かかる、或いは建物はこれこ

れかかる、それで住宅までは手は廻ら

ん、それで住宅建設の資金はこれのほ

うで借りたいとした場合には、こうい

う新规に労務者を募集して企業を行お

うとするものと、従来までやつて来て

住宅に不足しているものとは、それは

優先順位といふものはなくして、お互

い当り前に対等に釣り合わして資金を

貸付ける、こういうふうなことになる

のかどうか、この点をお伺いいたした

い。

○政府委員(師岡健四郎君) これは先

ほどから申上げておりますように、

その新らしいと古いとを問わず、住宅

の建設に必要な資金の全額を調達する

ことができるかできないかということ

で決定して参るのでありますて、全額

を調達できますれば、これは貸付けま

せんし、古いと新らしいとを問いません

が、その必要な資金の全額を調達す

ることが困難でありますれば、その不

足分は貸付けて参りたいと考えてお

ります。

築につきましても全く同様な方法をとりたいと思つております、これも現在の段階では、公庫住宅も大体これで行つておりますので、今のところこの建築費で大体できると思つておりますが、今後いろいろの建築の変動がござりますれば、全国的な事情に基きまして当然これも変えて行くということを考えられるわけでございます。

○田中一君 私は、現在の木材の高騰、これは相当著しいものであります。従つて現在の金銭説明になつた予算上の、計算したところの二万七千円で木造が建てられる考へられないのです。住宅金融公庫は現在きめておつしやいますけれども、それは実際にそういう確信を持つて、いるのであつて差支えないと自信があるようすが、重ねて伺いますが。

○政府委員(師岡健四郎君) 住宅金融公庫は大体二ヵ月に一回全国的な調査をいたしております、それで、資材の変動その他を調査いたしておるわけでありまして、それが現在の標準建設費に非常に影響を及ぼして、それでむずかしいという場合には建築費も変えておるわけですが、ざいますが、今のところは大体この程度で行けるというふうな報告が来ておりますし、私どもも現在の段階では、これでできるんじやないかと存ります。

○田中一君 もう一つ、これは土地には融通はしませんね。

○政府委員(師岡健四郎君) 公庫と同様に土地につきましても融資する予定でございます。

○田中一君 あとは逐条審議で一

一、一級国道十号線改良工事促進に

関する請願(第一二六四号)

川に沿い無多子谷を北上して三国峠に

○委員長(石川清一君) 産業労働者住宅金融通法案についての一般質問は

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三一七号)

等によつて崩壊した事例がなく、かつたように存じます。今日はこ

大体終つたようになります。今日はこ

れで打切りまして、続いて北海道防寒住宅建設等促進法案について御質疑がございましたら逐次御発言を願います。

一、栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願(第一三一八号)

として大滝山を中心とした尾根伝いの環状登山道路バス線を上高地まで開設せられたいとの請願。

一、利根川々筋一部堤防補強工事促進等に関する請願(第一三一九号)

一、利根川々筋一部護岸工事継続施工等に関する請願(第一三三〇号)

一、利根川災害対策工事施行等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一二三二号)

一、赤木正雄君 速記をとめて頂きました。

○委員長(石川清一君) 速記を始め午後三時二十七分速記中止

一、利根川総合開発に関する請願(第一三三二号)

一、利根川総合開発に関する請願(第一三三三号)

一、小笠原一三男君 速記をとめて頂きました。

○委員長(石川清一君) 速記をとめて頂きました。

一、利根川総合開発に関する請願(第一三三四号)

一、利根川総合開発に関する請願(第一三三五号)

一、中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

一、中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

一、中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

一、中部山岳国立公園小倉口、上高地間観光環状バス道路開設に関する請願

一、赤木正雄君 大分懇談のうちに時間も経過しましたから、今日はこれで委員会をおやめになるよう願います。

○委員長(石川清一君) では本日はここで散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。公報を以てお通りを知ります。

一、中木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願(第一四五号)

一、中木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願(第一五六号)

一、土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願(第一四〇号)

一、土木工作物の豪雨災害復旧費国庫負担等に関する請願(第一五六号)

第一四〇三号 昭和二十八年六月二十三日受理

第一三三二号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三三号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三四号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三五号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三六号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三七号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三八号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三九号 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三一號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三二號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三三號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三四號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三五號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三六號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三七號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三八號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三九號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三一號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三二號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三三號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三四號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三五號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三六號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三七號 昭和二十八年六月二十二日受理

第一三三八號 昭和二十八年六月二十二日受理

便と危険を守えているから、從来水害等によつて崩壊した事例がなく、かつて打切りまして、続いて北海道防寒住宅建設等促進法案について御質疑がございましたら逐次御発言を願います。

等に於ける請願(第一二六四号)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三一七号)

一、栗橋上流利根川引堤工事施行等に関する請願(第一三一八号)

一、利根川々筋一部堤防補強工事促進等に関する請願(第一三一九号)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三二號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三三號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三四號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三五號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三六號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三七號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三八號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三九號)

一、江戸川築堤工事促進等に関する請願(第一三三一號)

費のわくの増額等に対し特段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三一〇号 昭和二十八年六月二十二日受理 利根川筋一部護岸工事続施工等に関する請願

請願者 群馬県新田郡尾島町長 飯塚祇吉外二名

紹介議員 田中 一君
(一)群馬県尾島町大字大館地先より世良田村大字平塚地先にいたる利根川護岸工事の継続施行、(二)早川下流堀口地区北岸堤防の修築整備、(三)早川、利根川の合流点に逆流防止ひ門の建設、(四)早川下流堤防の強化等に關しそうやかに善処せられたいとの請願。

第一三一九号 昭和二十八年六月二十二日受理 利根川筋一部堤防補強工事促進等に關する請願

請願者 群馬県佐波郡島村長

紹介議員 田中 一君
利根川筋島村、藤田村、仁手村にわたる堤防の補強かさ上げ工事および島村内流域の障害物除去についてはかねてより請願してきたところであるが、いまだ工事着手にいたらず今秋の出水期をひかえて沿岸地元民は不定におびえている状況であるから、すみやかに本堤防の補強工事を実施せられたいとの請願。

第一三一八号 昭和二十八年六月二十二日受理 稲橋上流利根川引堤工事施行等に關する請願

請願者 群馬県新田郡尾島町長 飯塚祇吉外二名

請願者 埼玉県北埼玉郡利島村長 出井菊太郎外五名

紹介議員 田中 一君

昭和二十六年に具体的動きとなつた栗橋上流の利根川引堤工事は、潰地二百町歩および移転家屋二百戸に及ぶが、一千五百住民の福祉安寧を左右する重要な工事であるから、引堤工事の計画性確立および該當者への完全補償、施行効率化のためゆんせつ舟の配置等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一三一七号 昭和二十八年六月二十二日受理 江戸川築堤工事促進等に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡南桜井村長 小川文章外八名

江戸川の改修工事計画は、国家再建の重大事業であり、特に関東一都五県民の福利に資すること大なるに鑑み、本

計画が具体化された頭初、関係各村は本計画に全面的賛意を表し用地の買収にも家屋等の移転にも異議なく応じ望まれた期限までには遅滞なく事を処理して来たのであり、このことは地元民にとってのあらゆる犠牲から超越したものであるから、これら関係各村民の心を汲み取られて、(一)築堤工事の促進を計ること、(二)江戸川流頭の付替え計画は関係各村の納得の上実施すること、(三)買収費、補償費等に対し課税しないこと等を図られたいとの請願。

第一三三一號 昭和二十八年六月十九日受理

請願者 静岡県小笠郡佐倉村長 清水操一外三十名

静岡県篠川改修工事施行に関する請願

紹介議員 小林 武治君

静岡県篠川は、源を榛原郡相良町鬼女に発し、小笠郡北木村、佐倉村および榛原郡地頭方村、白羽村の広大な地域を流れ、遠州灘に注いでいるが、河身は屈曲多く堤防は決壊して、その荒廃ははなはだしく、全く原始的河川の貌を呈しており、強雨の際はたちまちほん満してじん大な被害を及ぼしているから、すみやかに本河川の改修工事を施行せられたいとの請願。

第一二六四号 昭和二十八年六月二十一日受理 請願者 鹿児島市長 勝日清外一名

一級国道十号線改良工事促進に関する請願

紹介議員 西郷吉之助君

一級国道十号線は、鹿児島市と北薩、大隅地方はもち論、宮崎県とを結ぶ唯一の重要幹線であり、これが良否は本県における政治、経済、教育、文化の中心地である鹿児島市の発展のみならず鹿児島県の興隆を大きく左右するものであるが、本国道は大型および高速度自動車の交通に適しないばかりでなく危険箇所が多々あり、最も緊要度大なる帖佐、鹿児島間は未改良のまま残っている実情にあるから、本国道の改良工事をすみやかに実施せられたいとの請願。